

京都駅南口駅前広場エリアマネジメント会議開催要綱

(趣旨)

第1条 京都駅南口駅前広場の整備に伴い、交通事業者等が主体的に乗降場等の適正な利用や管理を行えるよう、各乗降場等の利用方法や管理方法を検討し、さらに駅前広場全体の管理・運営を調整するとともに、工事中においても混雑等が最小限に抑えられるよう、各乗降場等の運用等について調整を図るため京都駅南口駅前広場エリアマネジメント会議（以下「会議」という。）を開催する。

(所管事項)

第2条 会議の所管事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 駅前広場の利用に関する事
- (2) 駅前広場の乗降場等の管理・運営に関する事
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること。

(委員)

第3条 会議は、委員35人以内で組織する。

- 2 会議の委員は、学識経験のある者、本市職員、その他市長が適当と認める者のうち、市長が依頼し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから市長が指名する。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 会議は、特別の事項を検討するため必要があると認められるときは、部会を開催することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、都市計画局歩くまち京都推進室において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定める事項のほか、会議に関し必要な事項は、歩くまち京都推進室長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月26日から施行する。